

自転車マナーアップ強化月間

● 自転車は原則、**車道の左側**を走行

自転車歩道通行可の標識がある場合



例外

13歳未満・70歳以上・車道通行に支障がある身体障害者等
車道通行が危険であるとき(工事中や駐車車両がある場合等)

● 交差点は**一時停止・信号**を守って**安全確認**

● 夜間は**ライト**を点灯

● **飲酒運転**は禁止

● **ヘルメット**を着用



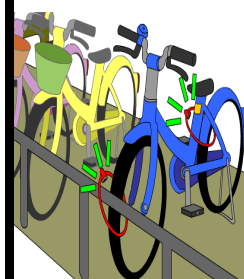
交通事故において主に頭部を負傷した死者・重傷者についてヘルメット未着用の方はヘルメットを着用していた方の約1.7倍!

自転車の盗難が多発

36件/月

発生中

ツーロックで盗難防止!



※学生が夏休みとなる時期は、予約を取りにくくなる傾向にあり、自動車学校によっては数か月先まで取れないこともあります。

(認定教育・検査を実施している自動車学校では、料金が異なる場合があります。)

「検査・講習通知書」や「講習通知書」が届いたら、**早く予約**してください。



※ 通知書例



70歳以上の方(更新期間満了日における年齢)の運転免許証等の更新は、事前に高齢者講習等を受講しておく必要があります。

高齢運転者の方、**早期予約を!**



オトモポリスのダウンロードを!



iOS 端末用



Android 端末用

● 交番事件事故発生状況

★ 交通事故 (令和8年3月)

物件事故 60件
前年同期比+5件

人身事故 2件
前年同期比-2件

★ 犯罪発生状況 (令和8年3月)

詐欺 1件
前年同期比-1件

器物損壊 3件
前年同期比+3件